

三次市の中小企業支援制度

●三次市創業支援資金融資制度

対 象	【一般】事業開始後、1年未満の中小企業者またはNPO法人 【創業等関連】市内で新たに事業を営もうとする者、又は市内に主たる事業所を有する創業後1年未満の中小企業者であり所定の要件に該当するもの。 ・市税を完納している者
資金使途・内容等	創業時又は創業後に必要となる運転資金及び設備資金。ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)及び市外の事業所に要する資金を除く。
限度額・助成額等	3,000万円(一般と創業等関連を合わせた額)(創業等関連は1,500万円)
融資の場合の条件等	期 間 ・ 利 率 【一般】 運転資金:10年以内(据置期間1年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置期間3年以内を含む。) 【創業等関連】 運転資金:10年以内(据置期間1年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置期間1年以内を含む。) 【貸出利率】年2.1%以下(協会の保証を利用する場合は、年1.2%以下[運転]、年0.5%以下[設備])
	保 証 料 率 【一般】年0.45%～1.71% 【創業等関連】年0.7%
	担保・保証人 金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による
	申 込 先 ・ 取扱金融機関 ・広島銀行(十日市支店・吉舎支店・上下支店・吉田支店) ・中国銀行(三次支店) ・もみじ銀行(三次支店) ・広島みどり信用金庫(三次支店・十日市支店・豊敷支店・三良坂支店) ・両備信用組合(吉舎支店・上下支店・小国支店) ・広島県信用保証協会(備北支所)

●三次市小規模事業資金融資制度

対 象	・市内に主たる事業所を有する者 ・1年以上継続して同一事業を営んでおり、小規模事業者の要件を満たす者 ・広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する者 ・市税を完納している者
資金使途・内容等	運転・設備
限度額・助成額等	500万円
融資の場合の条件等	期 間 ・ 利 率 10年以内(据置期間6箇月以内を含む。) 年1.4%以下
	保 証 料 率 年0.45%～1.71%
	担保・保証人 広島県信用保証協会所定の方法による
	申 込 先 ・ 取扱金融機関 ・広島銀行(十日市支店・吉舎支店・上下支店・吉田支店) ・中国銀行(三次支店) ・もみじ銀行(三次支店) ・広島みどり信用金庫(三次支店・十日市支店・豊敷支店・三良坂支店) ・両備信用組合(吉舎支店・上下支店・小国支店) ・広島県信用保証協会(備北支所)

●三次市中小企業経営安定資金融資制度

対 象	・市内に主たる事業所を有する者 ・1年以上継続して同一事業を営んでおり、中小企業者の要件を満たす者 ・広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する者 ・市税を完納している者
資金使途・内容等	運転・設備
限度額・助成額等	1,000万円
融資の場合の条件等	期 間 ・ 利 率 10年以内(据置期間6箇月以内を含む。) 【3年以下】年1.8%以下(保証無し:2.2%以下) 【3年以上】年1.9%以下(保証無し:2.2%以下)
	保 証 料 率 年0.45%～1.71%
	担保・保証人 金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による
	申 込 先 ・ 取扱金融機関 ・広島銀行(十日市支店・吉舎支店・上下支店・吉田支店) ・中国銀行(三次支店) ・もみじ銀行(三次支店) ・広島みどり信用金庫(三次支店・十日市支店・豊敷支店・三良坂支店) ・両備信用組合(吉舎支店・上下支店・小国支店) ・広島県信用保証協会(備北支所)

●三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金

概 要	小企業の経営の安定と発展を図るために、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用された事業者に対する利子補給
対 象	次の要件に全て該当する小規模企業者 ・市内に事業所があり、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者 ・平成27年4月1日から平成30年3月31日までに融資実行を受けた者 ・市税・料を完納している者
補給内容	1年目（12回目までの支払い）に対してのみ、利子の全額を支給（上限20万円）
特記事項	・初回返済開始月から1年後（12回目）の利子支払後、3箇月以内に申請すること

●三次市中小企業信用保証料補助金

概 要	中小企業者の創業や経営革新を支援するために、広島県信用保証協会の保証により融資を受けた際の保証料に対する補助
対 象	次の要件に全て該当する事業者 ・中小企業者又は新規創業者 ・大企業者の出資率が2分の1未満であるもの ・「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき経営革新計画の承認を受けて行う者等（経営革新区分） ・市税・料を完納している者
補助内容	【創業支援】 補助対象融資：広島県又は三次市創業支援融資 補助金額：上限50万円（1補助対象者あたり） 交付条件：市内で開業すること、又は開業していること 補助率：10 / 10 【経営革新】 補助対象融資：広島県信用保証協会の保証付融資 補助金額：上限50万円（1補助対象者あたり） 交付条件：・市内の金融機関から借入を実行していること ・市内において、決定融資の運用をすること。ただし、事業の性質上、市長が必要と認めた場合を除く ・計画に基づいた融資を実行していること 補助率：1 / 2

●三次市新技術・新製品開発支援事業補助金

概 要	中小企業者等が主体となって行う新技術・新製品の研究開発を支援
対 象	中小企業者、新規創業者
助成内容	研究開発に要する経費（研究開発費、検査試験費、外注委託費等）の2分の1以内（上限300万円）
申請時期	随時（事業実施前）

●三次市販路拡大支援事業補助金

概 要	中小企業者等が主体となって開発した新製品や主力商品の販路拡大や市場開拓を支援
対 象	中小企業者、新規創業者
助成内容	産業見本市、物産展等への出展に必要な経費の2分の1以内（上限25万円）
申請時期	随時（事業実施前）

●三次市空店舗出店支援事業補助金

概 要	市内にある空店舗への賃借による新たな出店を支援
対 象	中小企業者、新規創業者
助成内容	店舗の改修（看板を含む。）に要する経費及び家賃月額額の2分の1以内（上限150万円）
申請時期	随時（事業実施前）

●三次市創意工夫ビジネス支援事業補助金

概 要	創意工夫のある企画に基づく新たな取組や付加価値の創出、経営の多角化や異業種参入など、新たなビジネスモデル展開を支援
対 象	中小企業者、新規創業者、三次商工会議所、三次広域商工会
助成内容	事業の実施に要する経費の2分の1以内（上限300万円）
申請時期	随時（事業実施前）

●三次市三次産品ブランド化事業補助金

概 要	主力製品の広告宣伝効果を高めるため、全国レベルまたは国際レベルの品評会等へ出品する事業を支援
対 象	中小企業者
助成内容	品評会等の出品に要する経費（出品料、申請代行料、旅費等）の2分の1以内（上限：海外50万円、国内25万円）
申請時期	随時（事業実施前）

詳細は三次市のHP（<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>）をご覧ください。

お問い合わせ先 三次市産業環境部商工労働課 TEL 0824-62-6171

庄原市の中小企業支援制度

●庄原市中小企業資金融資制度

資金用途	運転資金	設備資金
融資条件	①市内で1年以上同一事業を営んでいること ③金融機関から取引停止処分を受けていないこと	②返済能力を有すること ④市税を完納していること
融資限度額	中小企業者、協同組合等 1,000万円	中小企業者、協同組合等、NPO法人 1,500万円 (所要資金の70%以下土地取得費は除く。設備の設置場所は、市内であること。)
融資期間	10年以内	
融資利率	1.9% (2.2%)	
信用保証料率	0.45%～1.71% (所定の信用保証料率より10%低減した率)	
取扱金融機関	- 広島銀行(庄原支店・東城支店・上下支店) - 広島みどり信用金庫(本店・西城支店・高野支店・比和支店・東城支店) - 中国銀行(東城支店・三次支店) - しまなみ信用金庫(東城支店)	

※()は信用保証なしの場合

※合併前の条例により貸付を実行した融資は、合併前の制度を引き継いでいます。

●中小企業振興（設備投資）

対象	市内において、事業の用に供するために設備投資（新設および増設）した次のものであって市長が適当と認めるもの - 機械および装置 - 建物およびその敷地である土地
資金使途・内容等	税務課の固定資産台帳に記載された投下固定資産の額が3,000万円以上の設備投資が対象で、土地についてはその取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合が対象となります。
限度額・助成額等	投下固定資産の額に相当する固定資産税相当額を限度とし、設備投資後当該施設に対し新たに課税されることとなった年度または課税免除されることとなった年度から3年間、以下のとおり相当する額以内を助成します。 - 初年度固定資産税相当額×100分の100 2年度固定資産税相当額×100分の70 3年度固定資産税相当額×100分の50

●中小企業振興（雇用拡大）

対象	市内の事業所において新規に雇用を拡大した中小企業者および中小企業団体のうち、指定するものに対し助成金を交付します。
資金使途・内容等	年度の初日(個人にあっては4月1日、法人にあっては事業年度の初日をいう。)から雇用達成の日(年度の初日から1カ年後の日をいう。)の間に、事業の拡大等市長の認める事由により新規雇用常用労働者が5人以上増加した場合。
限度額・助成額等	(新規雇用常用労働者が30人以下の場合)新規雇用常用労働者×10万円 (新規雇用常用労働者が30人を超える場合)新規雇用常用労働者×5万円を加算して得た額として、500万円を限度とする。

詳細は庄原市のHP (<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/industry/shokogyo/post-59.html>) をご覧ください。

お問い合わせ先 庄原市商工観光課 TEL 0824-73-1178

大竹市の中小企業支援制度

●大竹市中小企業融資

対 象	- 大竹市税の納税成績が良好であること。 - 大竹市内で中小規模の事業を1年以上営んでいること。
資金使途・内容等	運転資金・設備近代化資金
限度額・助成額等	2,000万円（1事業者につき）
融資の場合の条件等	期間・利率
	広島県信用保証協会の信用保証を付ける場合 1年以内貸付 年1.00% 1年超10年以内の貸付 年1.60% 広島県信用保証協会の信用保証を付けない場合 1年以内の貸付 年1.50% 1年超10年以内の貸付 年2.00%
	保 証 料 率
	信用保証協会所定の料率
担保・保証人	広島県信用保証協会または取扱金融機関の所定の方法による
	取扱金融機関
四国銀行（大竹支店）、広島銀行（大竹支店）、もみじ銀行（大竹支店）、広島信用金庫（大竹支店・玖波支店）、山口銀行（和木支店）、西京銀行（和木支店）	

●大竹市制度融資にかかる信用保証料の軽減

概 要	大竹市中小企業運転資金融資制度及び大竹市中小企業設備近代化資金融資制度にかかる信用保証料の軽減
補 給 内 容	基本保証料率を20%軽減し、その分は大竹市で負担する。

詳細は大竹市のHP（<http://www.city.otake.hiroshima.jp/soshiki/somu/sangyoshinko/gyomu/1/1454223765553.html>）をご覧ください。

お問い合わせ先 大竹市総務部産業振興課 TEL 0827-59-2131

東広島市の中小企業支援制度

●東広島市中小企業融資（一般融資）

対 象	①市内に主たる事業所を有する中小企業者で、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。 ②市税を完納していること。
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	2,000万円以内（1事業者につき）
融資の場合の条件等	期間・利率
	（短期）1年以内 年1.6% （長期）10年以内 年1.8% ※措置期間（6か月以内）を含む。
	信 用 保 証
	原則として広島県信用保証協会の信用保証付（市が保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定）
返済方法	金融機関及び広島県信用保証協会の所定の方法による
	取扱金融機関
広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島市信用組合、広島中央農業協同組合	

●東広島市中小企業融資（特別融資／新事業促進支援資金）

対 象	①一般融資の条件を満たすこと。 ②次のいずれかに該当し、事業拡大に伴い資金が必要な者。 （1）株式会社広島テクノプラザ、広島起業化センタークリエイティブコア、東広島試作開発型事業促進施設若しくは東広島市新産業創造センターに現に入居している者又は過去5年以内に入居していた者 （2）市補助（環境関連製品・技術等開発促進事業・ものづくり新事業展開支援事業）を受けている者又は過去5年以内に受けていた者。 （3）市ものづくり優良企業表彰を過去5年以内に受けた者。
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	500万円以内（一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内）
融資の場合の条件等	期間・利率
	（短期）1年以内 年1.3% （長期）10年以内 年1.5% ※措置期間（6か月以内）を含む。
	信 用 保 証
	原則として広島県信用保証協会の信用保証付（市が保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定）
返済方法	金融機関及び広島県信用保証協会の所定の方法による
	取扱金融機関
広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島市信用組合、広島中央農業協同組合	

●東広島市中小企業融資（特別融資／創業支援資金）

対 象	①中小企業者として市内に主たる事業所を設け、現に新たに事業を営もうとする者、又は市内に主たる事業所を有し、事業の開始の日から1年を経過しない中小企業者。 ②市税を完納していること。
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	500万円以内 （一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内）
融資の場合の条件等	期 間 ・ 利 率 10年以内 年1.3% ※措置期間（12か月以内）を含む。
	信 用 保 証 原則として広島県信用保証協会の信用保証付（市が保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定）
	返 済 方 法 金融機関及び広島県信用保証協会の所定の方法による
	取扱金融機関 広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島市信用組合、広島中央農業協同組合

●東広島市中小企業融資（特別融資／経営環境変化対応資金）

対 象	①一般融資の条件を満たすこと。 ②最近3カ月の売上高が前年同期の売上高に比べて10%以上減少している者又は中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当し、かつ、同号に該当することについて市長の認定を受けた者。 [取扱期限：平成29年3月31日]
資 金 使 途	運転資金
融 資 限 度 額	1,000万円以内（一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内）
融資の場合の条件等	期 間 ・ 利 率 10年以内 年1.3% ※措置期間（12か月以内）を含む。
	信 用 保 証 原則として広島県信用保証協会の信用保証付（市が保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定）
	返 済 方 法 金融機関及び広島県信用保証協会の所定の方法による
	取扱金融機関 広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島市信用組合、広島中央農業協同組合

●東広島市中心市街地新規出店支援事業補助金

概 要	中心市街地の酒蔵通り周辺における空き店舗の解消を図り、まちの魅力及びにぎわいを創出するため、空き店舗等を酒蔵通り周辺の景観に配慮した外観に改装して新規出店する事業者に対して補助金を交付する。
対 象	補助対象区域内で空き店舗等を活用して、補助対象業種の営業を行おうとする者。
助 成 内 容	空き店舗等への新規出店に係る店舗改装費のうち、外装工事、内装工事、給排水工事及び電気工事に要する経費で2分の1に相当する額。ただし、200万円を限度。
申 請 時 期	改装工事を着手するまでに補助金の申請及び交付決定が必要。

お問い合わせ先 東広島市産業部商業観光課 TEL 082-420-0941

●東広島市企業立地促進助成制度

概 要	市内に工場等を新設・増設・更新する者に対し、必要な助成措置を講ずることにより、市内の産業の振興と雇用機会の拡大を図る。
対 象	市内に工場等を新設・増設・更新する者のうち、指定事業者の指定基準（立地場所・業種・施設・投下固定資産総額・新規雇用常用従業員）に適合するもの。
助 成 内 容	- 土地取得助成金…5,000㎡以上の土地を新規取得した事業者に対し、取得費用の5～30%（立地場所・業種により割合が異なる）を交付する。（限度額なし） - 施設整備助成金…新増設した工場等が操業開始する日までに取得した家屋及び償却資産に係る費用の5～10%（業種により割合が異なる）を交付する。（限度額1億円） - 工場等設置助成金…工場等が操業開始までに取得した固定資産に係る固定資産税納付額に相当する額を3年間交付する。（限度額なし） - 施設設備更新助成金…操業開始から10年以上経過した既存工場等が施設・設備更新等を行った場合、施設・設備更新等を行った固定資産に係る固定資産税納付額に相当する額の30%を3年間交付する。（限度額上限3億円／年） - 雇用助成金…市内に住所を有する新規雇用常用従業員1人あたり20万円を交付する。（上限額なし）※新規雇用常用従業員が障害者の場合は1人あたり20万円を加算する。
申 請 時 期	工場等の新設・増設・更新に着手する日の1月前まで

●東広島市ものづくり技術高度化研修事業補助金

概 要	企業等が実施する、ものづくり技術の高度化を図るために産業支援機関（株式会社広島テクノプラザ等）を活用した研修事業（研修会等への派遣）を支援する。
対 象	市内に事業所、支店等がある企業（協同組合を含む） ただし、受講者は、市内の事業所、支店等で勤務する従業員に限る。
助 成 内 容	（対象研修） 次のいずれかを目的に市内産業支援機関が実施する、開催時間が6時間以上の研修のうち、市が指定したものを受講するもの - 生産性向上や技術力の向上 - ものづくりにおける生産性向上や技術力の向上 - 新事業の展開に必要な知識や技術の習得 - 生産管理や現場管理能力向上による事業の効率化 （対象経費） 受講料、受講に義務付けられたテキスト等購入費（キャンセル料は除く） （補助率） 中小企業 3分の2以内、その他 2分の1以内
申 請 時 期 等	市が指定した研修を実施する産業支援機関に対して、研修日前日までに、受講料等減額申請書を提出することで活用可能。 ※市に対する補助金交付申請は不要。

お問い合わせ先 東広島市産業部産業振興課 TEL 082-420-0921

●ものづくり新事業展開支援事業補助金

概 要	市内の中小企業が新たな事業展開に向けて行う、研究機関との共同研究、特許等の知的財産権の取得、市場動向の調査、見本市等への出展に対する補助制度。
対 象	【産学共同研究事業】 研究機関（県内の大学・短大・専門学校、酒類総研、産総研、県の公設試）を活用した共同研究や委託研究 【知的財産権取得事業】 知的財産権のうち特許権、実用新案権、意匠権、商標権の国内における取得事業（現在または将来の事業化の場所在市内のものに限る） 【マーケティング調査事業】 市場調査・分析、マーケティング戦略構築 【見本市等出展事業】 自社の技術・製品（開発を完了してから概ね5年以内のものに限る）の見本市等への出展
助 成 内 容	【産学共同研究事業】 補助対象経費の2/3以内（限度額：200万円） 【知的財産権取得事業】 補助対象経費の1/2以内（限度額：10万円） 【マーケティング調査事業】 補助対象経費の1/2以内（限度額：20万円） 【見本市等出展事業】 補助対象経費の1/2以内（限度額：国内見本市20万円、国外見本市35万円）
申 請 時 期	【産学共同研究事業】 4～5月 【その他】 随時（予算額に達し次第終了） ※ただし、見本市等出展事業については、9月に2回目の募集あり
特 記 事 項	- 同一年度において他の事業（産学共同研究事業、知的財産権取得事業、マーケティング調査事業、見本市等出展事業のいずれか）の交付決定を受けている場合は申請できません。 - 同一の企業・グループが2年連続で交付を受けることはできません。（産学共同研究事業、知的財産権取得事業の場合） 1つの技術・製品につき、1回限り交付します。（マーケティング調査事業、見本市等出展事業の場合） - 採択先の決定に当たっては、外部有識者による審査会を行います。（産学共同研究事業のみ）

●環境関連製品・技術等開発促進事業補助金

概 要	市内の中小企業やそのグループが行う環境関連や医療・福祉関連分野の新製品・新技術の開発を支援する制度。
対 象	市内中小企業（協同組合を含み、みなし大企業を除く）または次の要件を満たす中小企業グループ - 市内中小企業が3社以上かつ構成企業（組合を含む）の1/2以上 - 市内製造業者が構成企業の1/2以上 - 代表者が市内の中小製造業に属する者
助 成 内 容	- 中小企業 補助対象経費の2/3以内（50万円～300万円） - 中小企業グループ 補助対象経費の3/4以内（50万円～500万円）
申 請 時 期	4～5月
特 記 事 項	採択先の決定に当たっては、外部有識者による審査会を行います。

お問い合わせ先 東広島市産業部産業振興課新産業創造係 TEL 082-493-8181

●固定資産税の不均一課税（課税の減額）

概 要	東広島市への本社機能の移転及び既存の本社機能の拡充を行う場合に、固定資産税の不均一課税（課税額の減額）を実施する。
対 象	本社機能である特定業務施設の移転及び拡充を行う事業者
対 象 施 設	事務所（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業等）、研究所、研修所などの整備に伴う、土地、建物、構築物、機械装置
減 額 の 内 容	・ 移転型（東京23区に本社機能のある事業所の移転） 1年目：課税なし、2年目：0.35%（1/4）、3年目：0.7%（1/2） ・ 拡充型（既存の本社機能のある事業所の拡充） 1年目：課税なし、2年目：0.467%（1/3）、3年目：0.933%（2/3）
申 請 時 期 等	平成30年3月31日までに広島県による事業計画の認定を受け、平成32年3月31日までに事業実施することが必要です。

詳細は東広島市のHP（<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先 東広島市産業部産業振興課 TEL 082-420-0921

廿日市市の中小企業支援制度

●中小企業預託融資

対 象	①市内に事務所、店舗又は工場を有しており、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ②市税を完納していること。					
資金使途・内容等	運転資金及び設備資金					
申 込 先	取扱金融機関					
限度額・助成額等	一般融資 2,000万円 小口融資 500万円 ※一般融資と小口融資を併せて、1企業につき2,000万円					
融資の場合の条件等	期間・利率	一般融資	10年以内（措置期間 1年）	信用保証付	1.67%以内	1年以内 1.57%以内
				その他	2.17%以内	1年以内 2.07%以内
	小口融資	5年以内（措置期間 1年）	信用保証付	1.57%以内	1年以内 1.47%以内	
			その他	2.07%以内	1年以内 1.97%以内	
	保証料率	信用保証協会所定の信用保証料率から20%の低減措置あり				
担保・保証人	保証協会又は預託金融機関が定めるところによる。					
取扱金融機関	広島銀行、山口銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合					

詳細は廿日市市のHP（<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/25/12086.html>）をご覧ください。

お問い合わせ先 廿日市市環境産業部産業振興課 TEL 0829-30-9140

安芸高田市の中小企業支援制度

●安芸高田市企業立地奨励制度

概 要	市内に工場等を新設・増設する者に対し、必要な助成措置を講ずることにより、市産業の振興と雇用機会の拡大を図る。	
対 象	市内に工場等を新設・増設する者のうち、事業者の基準(業種・投下固定資産総額・新規雇用者数等)に適合するもの。	
助 成 内 容	企業立地奨励金	工場等が操業を開始した日以後において、当該工場等の事業に供している固定資産に対して新たに固定資産が課されることになった年度から起算して3年間の当該固定資産税の額を助成する。(上限:1,500万円)
	新規雇用奨励金	新規に雇用した常勤の従業員のうち、市内に住所を有するもの1人あたり12万円交付する。(上限:600万円)
	施設整備奨励金	新設した工場等の施設整備に要した額の5%を助成。(上限:500万円)
	土地取得奨励金	工場等を新設するために取得した土地の面積が5,000㎡を超えた場合に当該取得費の5%を助成。(上限1,000万円)
申 請 時 期	工場等の新設等に着手する日の1か月前まで	

詳細は安芸高田市のHP (<http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/ritti001/>) をご覧ください。

お問い合わせ先 安芸高田市産業振興部商工観光課 TEL 0826-47-4024

江田島市の中小企業支援制度

●江田島市商工業等振興資金補助金

概 要	商工業の資本整備を図り、経営の近代化を推進するため、経営改善に必要な施設の取得等を借入資金により行う場合に補助を行う。
対 象	市内に事業所を有し、江田島市商工会の会員であること。 市商工会が窓口となって金融機関から借り入れる設備資金及び運転資金。
助 成 内 容	補助率は借入れ額の1%以内(限度額は設備資金30万円、運転資金15万円)

●江田島市起業支援事業補助金(新規)

概 要	市内で新たに起業する中小企業者及び新規創業者に対して助成。
補 助 対 象 経 費	起業のために行う事務所の新增築・改築等に係る施設整備費、人材育成及び経営指導に係る費用
補 助 要 件	・市商工会に加入し、同会が実施する“創業塾”の受講と経営指導を受ける ・3年以上継続して事業を実施する者 など

●江田島市企業立地奨励金(拡充)

概 要	・本市内に産業施設等を新增設する者に対して、企業立地奨励金及び新規雇用奨励金を助成。 ・平成28年度からは、新たに「施設整備奨励金」と「土地取得奨励金」を設けた。
対 象	次の要件を全て満たし、奨励事業者として指定を受けた者 ①新增設した産業施設等に対する投下固定資産総額が3,000万円以上 ②3名※以上常勤で、1年以上継続して新たに雇用し、6か月以上市内に住所を有する者 ③操業開始後、5年以上事業を継続すること ※宿泊施設は除く
助 成 内 容	(1) 企業立地奨励金 ・固定資産税相当額を5年間交付(限度額なし)
	(2) 新規雇用奨励金 ・常勤の従業員1人当たり100万円(限度額5,000万円)を1回交付(H32年度までの時限措置)
	(3) 施設整備奨励金 ・投下した固定資産の固定資産税評価額(土地を除く)に5%を乗じた額を1回交付(限度額500万円) ※企業立地奨励金の交付条件に該当し、企業立地奨励事業者として指定を受けた場合に限る。
	(4) 土地取得奨励金 ・投下した土地の面積が1,000㎡以上の場合、固定資産税評価額(土地のみ)に5%を乗じた額を1回交付(限度額500万円) ※企業立地奨励金の交付条件に該当し、企業立地奨励事業者として指定を受けた場合に限る。

詳細は江田島市のHP (<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/>) をご覧ください。

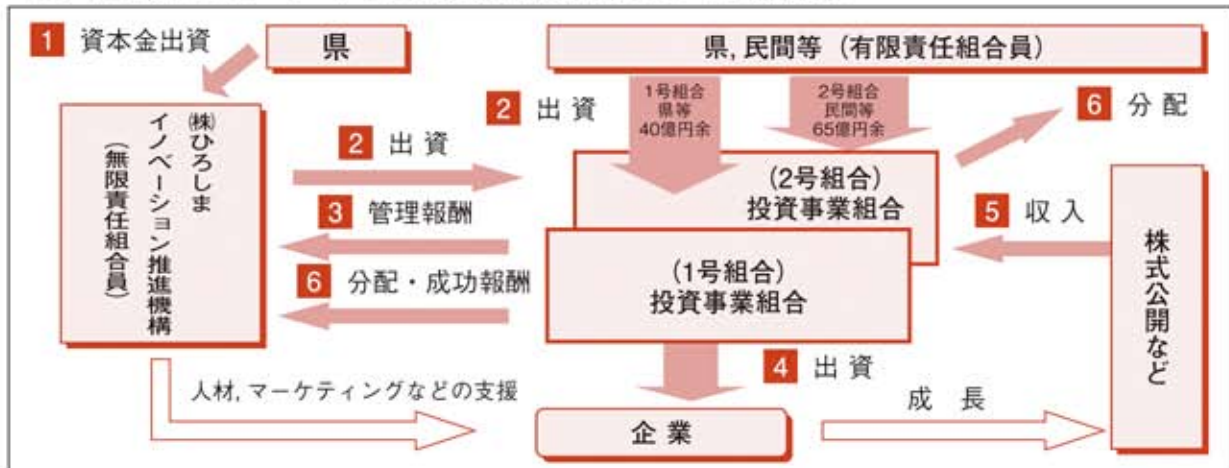
お問い合わせ先 江田島市産業部産業企画課 TEL 0823-40-2775

株式会社ひろしまイノベーション推進機構について

1 概要

株式会社ひろしまイノベーション推進機構は、広島県内に拠点を置き、新たなアイデアで価値を創造していくイノベーションにより成長を目指す企業などを対象に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源（ハンズオン（経営参加型）の支援等）を提供して、企業の成長を支援し、新たな雇用の創出や所得の拡大等広島県経済の発展に資することを目的としています。

○ 「ひろしまイノベーション推進機構」の全体スキーム（仕組み）



○ 株式会社ひろしまイノベーション推進機構の概要

所在地	広島県広島市中区袋町3番17号
設立日	平成23年5月24日
代表者	代表取締役社長 尾崎 清
投資事業組合の組成	平成23年6月17日1号組合（40億5500万円）※うち県出資 40億円 平成24年1月1日2号組合（65億2000万円） 計 105億7500万円

2 投資対象

- (1) 広島県内において事業活動を行っている企業、今後行う企業、県内産業の発展に直接寄与する企業
- (2) 成長性のある企業
- (3) イノベーション（新たなアイデアでものや情報、仕組みなどを組み合わせることにより新たな価値を創造）を通じ、新たな成長を目指す企業

3 投資案件の紹介（平成28年4月1日現在）

	投資先企業	事業内容	投資額
1	アイサービス株式会社 (尾道市美ノ郷町)	高齢者施設及び病院での給食受託、冷凍・冷蔵食材の製造・販売等	約3億円 (平成26年7月9日公表)
2	株式会社ツーセル (広島市南区)	大学の技術シーズを活用した医療用の遺伝子・細胞、医薬品、診断薬、試薬、医療材料の研究・開発・製造・販売等	最大約8億円(※段階的に投資実行) (平成26年11月20日公表)
3	株式会社なかやま牧場 (福山市駅家町)	肉牛の肥育、食肉加工、総合食品スーパーの一貫経営	約4億円 (平成27年8月20日公表)
4	オー・エイチ・ティー株式会社 (福山市神辺町)	非接触電気検査装置など検査装置の企画・開発・製造・販売 ⇒戦略的事業パートナーに株式譲渡済み	約10億円 (平成24年4月9日公表) (平成28年3月23日公表)
5	株式会社サンエー (三次市南畑敷町)	尿素水識別センサー、燃料識別センサー等薄膜センサーの開発・製造・販売 ⇒戦略的事業パートナーに株式譲渡済み	約5億円 (平成25年4月26日公表) 追加投資約5億円 (平成26年7月9日公表) (平成27年8月26日公表)

4 お問合せ先

株式会社ひろしまイノベーション推進機構
広島県商工労働局イノベーション推進チーム

電話(082) 545-2860 (代表)
電話(082) 513-3353